



鳥取県公報

平成17年11月22日(火)
第7740号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (12) (総務課)	1
告 示	土地改良区の役員の就退任 (859) (西部総合事務所農林局)	2
	土地改良事業の同意 (860) (耕地課)	3
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (861) (〃)	3
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (862) (企画防災課)	3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (863) (会計管理室)	12
教委告示	定例教育委員会の招集 (24) (教育総務課)	12
調達公告	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課)	12

訓 令

鳥取県訓令第12号

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程 (平成16年鳥取県訓令第13号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(回議時における修正及び廃案)</p> <p>第24条 起案文書の回議を受ける者は、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により、当該起案文書に対する修正、廃案等の指示及び当該起案文書の修正をすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(回議時における修正及び廃案)</p> <p>第24条 起案文書の回議を受ける者は、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により、当該起案文書に対する修正、廃案等の指示をすることができる。</p> <p>2 略</p>

(決裁時における修正及び廃案)

第27条 起案文書の決裁をする者は、決裁をするに当たり、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により、当該起案文書に対する修正、廃案等の指示及び当該起案文書の修正をすることができる。

2 略

(決裁時における修正及び廃案)

第27条 起案文書の決裁をする者は、決裁をするに当たり、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により、当該起案文書に対する修正、廃案等の指示をすることができる。

2 略

附 則

この訓令は、平成17年11月22日から施行する。

告 示

鳥取県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年11月22日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 西 英 雄 西伯郡伯耆町上細見 8
" 石 崎 潔 西伯郡伯耆町立岩71 - 1
" 田 村 辰 祥 西伯郡伯耆町吉定127
" 坂 田 良 二 西伯郡伯耆町吉定456
" 野 坂 明 典 西伯郡伯耆町岸本290
" 金 澤 昭 正 西伯郡伯耆町押口112
" 勝 部 博 史 西伯郡伯耆町遠藤25
" 野 坂 次 雄 米子市石州府448
" 加 川 正 一 米子市福万344 - 2
" 福 島 康 孝 米子市福万183
" 伊 達 功 米子市尾高1207
" 中 本 高 夫 米子市尾高101 - 39

平成17年 4 月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 本 和 夫 西伯郡伯耆町上細見193
" 石 崎 潔 西伯郡伯耆町立岩71 - 1
" 田 村 辰 祥 西伯郡伯耆町吉定127
" 安 田 邦 泰 西伯郡伯耆町吉定665
" 野 坂 英 夫 西伯郡伯耆町岸本205
" 井 中 勝 美 西伯郡伯耆町押口15

- ” 勝 部 博 史 西伯郡伯耆町遠藤25
- ” 野 坂 次 雄 米子市石州府448
- ” 舩 本 博 孝 米子市福万295
- ” 福 島 康 孝 米子市福万183
- ” 中 本 高 夫 米子市尾高101 - 39
- ” 松 村 博 隆 米子市尾高1189

平成17年4月19日就任 任期4年

鳥取県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村振興総合整備統合補助事業大和地区農業用排水施設整備）について、平成17年11月15日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第861号

鳥取市が行う土地改良事業に係る八ノ尾澤地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年11月22日から同年12月12日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第862号

平成18年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成17年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望業種に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のケ又はコに定める納税証明書に未納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した業務に係る契約書及び同契約が完了したことを証する書類

オ 法人にあつては平成17年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表及び損益計算書

カ 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 1の(5)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書

ク 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

ケ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。コにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。コにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成17年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

コ ケに該当しない者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも平成17年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

(2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、一般競争入札の参加資格を希望する者にあつては、知事が別に

定める期間においても、提出することができる。

平成17年12月1日（木）から平成18年1月31日（火）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵送又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、平成18年1月31日（火）の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県土整備部企画防災課企画係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7499）

(5) その他

この告示に記載されていない事項については平成18年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、平成17年12月1日（木）から平成18年1月31日（火）までの間にインターネットホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、1部240円で次により販売するものとする。

ア 販売期間及び時間

(2)に掲げる期間及び時間とする。

イ 販売場所

財団法人鳥取県建設技術センター（〒682 - 0018 倉吉市福庭町二丁目23 電話0858 - 26 - 6051）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成17年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成19年3月31日（次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成19年度及び平成20年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成19年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別表

＜希望業務の確認＞

希望業種	測量業務	建築関係建設コンサルタント業務	土木関係建設コンサルタント業務	地質調査業務	補償関係コンサルタント業務
希望業務	航空測量 地図の調整 測量一般	建築一般 意匠 構造 暖冷房 衛生 電気 建築積算 機械積算 電気積算 調査	河川・砂防及び海岸 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 上水道及び工業用水 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル 施工計画・施工設備及び積算 建設環境 建設機械 電気・電子 交通量調査 環境調査 経済調査 分析・解析 宅地造成 電算関係 計算業務 資料等整理 施工管理	地質調査業務	土地調査 土地評価 物件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 不動産鑑定 登記手続等

- 注意事項
- 1 「測量業務」は、測量法第55条第1項の規定による測量業者の登録がなければ希望することはできません。
 - 2 「建築関係建設コンサルタント業務」は、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録がなければ希望することはできません。
 - 3 「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録がなければ希望することはできません。

様式第1号

測量等業務入札参加資格審査申請書

受付番号
※記入不要

鳥取県知事

様

平成18年度において、鳥取県で行われる測量等業務に係る入札に参加したいので、次のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

申 請 者	郵便番号										
	住所又は主たる事務所所在地										
	(フリガハナ商号)										
	(フリガハナ職名)										
	(フリガハナ氏名)										
	(役職名)										
	(氏名)	印									
電話番号		電子メールアドレス									
ファクシミリ番号		電子入札システム対応認証局ICカード保有の有無	有・無								
(フリガハナ氏名)											
(役職名)											
(氏名)											
営業所登録の有無	有	無	※「有」の場合、様式第3号により登録すること。								

登 録 業 所 一 覧 表

様式第3号

指名 通知 先	測量	建築関係 コンサルタント	土木関係建設 コンサルタント	地質調査	補償関係 コンサルタント
---------------	----	-----------------	-------------------	------	-----------------

郵便番号										
所在地										
(フリガナ)名										
(代表者職氏名)	(氏名)									
電話番号	電子メールアドレス									
ファクシミリ番号	電子入札コアシステム対応認証局ICカード保有の有無									
営業所(その1)	有 無									
契約権限	有 無									

郵便番号										
所在地										
(フリガナ)名										
(代表者職氏名)	(氏名)									
電話番号	電子メールアドレス									
ファクシミリ番号	電子入札コアシステム対応認証局ICカード保有の有無									
営業所(その2)	有 無									
契約権限	有 無									

記載要領

- 1 契約権限の有無に○印を記入し、委任状等を添付すること。「無」の場合は、原則登録しないこと。
- 2 「指名通知先」の欄には、申請する業種ごとに指名通知先として希望する主たる事務所又は営業所について記入することとし、主たる事務所を希望する場合は「1」、営業所(その1)を希望する場合は「2」、営業所(その2)を希望する場合は「3」を記入すること。なお、複数記入は、認めない。

様式第4号 (総ページ数) _____ 中の _____ (当該頁)

測 量 等 業 務 実 績 調 査 書

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区 別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額	着 完	手 成	年 年	月 月
					千円 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区 別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額	着 完	手 成	年 年	月 月
					千円 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	

(希望業種区分)

注 文 者	元請又は 下請の区 別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額	着 完	手 成	年 年	月 月
					千円 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	
					(うち 千円)		年 年	月 月	

記載要領

- 1 入札参加を希望する業種の別に作成することとし、4業種以上登録する場合は、2枚に分けて記載すること。
- 2 平成16年4月1日から申請日までの間に契約した業務が完了し、成果品を納入した業務について、代表的なもの(3件を限度とする。)を記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば、測量の面積・精度等又は設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
- 5 複数業種にまたがる契約の場合は、「請負代金の額」の欄の上段に契約の全体額を、下段に該当業務に係る金額を記入すること。この場合、当該契約に該当業務が含まれていることが確認できる書類(仕様書等)を添付すること。

鳥取県告示第863号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
388	山陰合同銀行 倉吉西支店	名称	山陰合同銀行 倉吉西支店	山陰合同銀行 倉吉西出張所	平成17年11月14日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第24号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年11月22日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年11月24日（木） 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成17年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量
ノート型コンピュータ 2,039台
レーザープリンター 90台
点字プリンター 1台
点字ディスプレイ 12台
MOドライブ 35台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札

- | | | |
|---|----------------------|----------------------------------|
| 3 | 落札日 | 平成17年9月14日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | リコーリース株式会社広島支社
広島県広島市中区八丁堀5-7 |
| 5 | 落札金額 | 月額4,796,242円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成17年8月5日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

